豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等 指定管理者募集要項

令和6年10月1日

豊後大野市 高齢者福祉課

《目次》

1.	募集	の趣	旨	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
2.	施設	め概	要		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
(1)	豊後	大里	野市	清丿	日店	爺	者	生	舌花	孟祖	セ	ン	タ	<u></u> :	等									
(2)	デイ	サー	ービ	スー	セン	/タ	_	悠	Þ															
(3)	豊後	大里	野市	朝均	也想	しくば	0	村																
(4)	豊後	大里	野市	犬餌	詞店	s齢	者	生	舌福	冨祉	セ	ン	タ	<u> </u>	等									
3.	指定	期間	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
4.	運営	基準	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•		3	
5.	管理	の基	準		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		5	
6.	指定	管理	者太	が行	うき	業務	そ の	範	囲	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	
(1)	事業	のは	勺容																					
(2)	利用	者~	\D)	対ル	亡																			
(3)	金銭	管理	里																					
(4)	広報	活重	助																					
(5)	要望	及で	が苦	情~	~Ø.)対	応																	
(6)	保険																							
(7)	施設	の糸	維持	管理	埋に	2関	す	る	業務	安														
(8)	文書	の管		• 1	呆有	<u> </u>																		
(9)	事業	計画	重書	_ <u>I</u>	事業	牟報	告	書、	、美	色彩	5報	告	書	等	の [,]	作	戓							
7.	経理	に関	する	る事	項		•	•	•						•	•				•		•	•		6
(1)	収入	につ	つい	て																				
(2)	支出	につ	つい	て																				
(3)	経理	の見	月確	化																				
(4)	指定	管理	里料	の#	青舅	Ĩ																		
8.	応募	の手	続き	<u></u>	•		•	•	•				•				•	•			•	•			7
9.	指定	管理	候補	甫者	のi	文 鋰	₹•	•	•				•			•				•	•	•	•	1	C
.	指定	管理	者の	の指	定	及て	ド協	定	の;	締絲	吉•	•		•	•	•		•	•	•			•	1	1
1.	募集	及び	選定	定等	の)	スク	ァジ	゚ュ		ル		•			•			•	•	•		•	•	1	2
		他・																							
		十十十																							

1. 指定管理者募集の趣旨

豊後大野市では、清川高齢者生活福祉センターみつば苑、朝地憩いの村居住部門、犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘、デイサービスセンターみつば苑、デイサービスセンター悠々、デイサービスセンター憩いの村、デイサービスセンターあけぼの荘、清川在宅介護支援センター、朝地在宅介護支援センター、初ルパーステーションきよかわ、ヘルパーステーションあさじ、陶芸室、犬飼老人軽作業場(以下、「豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等」)について、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者の福祉の増進と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。

上記施設の管理運営を行う指定管理者の指定期間が令和7年3月31日で満了するため、施設の設置目的を満たすことができ、地域福祉事業に精通していて施設管理経験があり、また、管理運営について創意工夫のある次期指定管理者を募集します。なお、指定管理者は、施設の管理運営にあたっては、別途締結する協定書のほか、別紙仕様書に記載する事項を遵守するものとします。

2. 施設の概要

(1) 豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等

ア 名 称 ・ 清川 ?

- ・ 清川 高齢者生活福祉センターみつば苑
- デイサービスセンターみつば苑
- ・清川在宅介護支援センター
- ・ヘルパーステーションきよかわ

イ 位 置 豊後大野市清川町砂田 1844 番地

- ウ 建 物 ・清川高齢者生活福祉センターみつば苑 延床面積 779.26 ㎡ 鉄筋コンクリート 平成4年6月建設
 - ・清川高齢者生活福祉センターみつば苑 車庫 延床面積 54.08 m²

 - ・清川在宅介護支援センター 延床面積 325.99 ㎡ 鉄筋コンクリート 平成 1.1 年 2 月建設
- エ 概要図 添付資料1-1のとおり
- オ 備品類 添付資料2のとおり

(2) デイサービスセンター悠々

ア 名 称 デイサービスセンター悠々

イ 位 置 豊後大野市緒方町上冬原 493 番地 2

ウ 建 物 ・デイサービスセンター悠々 総床面積 458.93 ㎡ 鉄筋コンクリート 平成 6 年 4 月建設

エ 概 要 図 添付資料 1-2 のとおり

オ 備品類 添付資料2のとおり

(3) 豊後大野市朝地憩いの村

ア 名 称 ・朝地憩いの村居住部門

- デイサービスセンター憩いの村
- ・朝地在宅介護支援センター
- ・ヘルパーステーションあさじ
- 陶芸室

イ 位 置 豊後大野市朝地町朝地906番地7

ウ 建 物 朝地憩いの村 総床面積 1,554.56 m 鉄筋コンクリート 平成 1 0 年 3 月建設、

エ 概要図 添付資料 1-3 のとおり

オ 備品類 添付資料2のとおり

(4) 豊後大野市犬飼高齢者生活福祉センター等

ア 名 称 ・犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘

・デイサービスセンターあけぼの荘

• 犬飼老人軽作業場

イ 位 置 豊後大野市犬飼町田原 1513 番地 1

ウ 建 物 ・犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘 延床面積 564.48 ㎡ 鉄筋コンクリート 平成5年3月建設

- ・犬飼高齢者生活福祉センター 食堂 延床面積 41.00 ㎡ 鉄骨造 平成5年4 月建設
- ・デイサービスセンターあけぼの荘 倉庫 延床面積 69.37 m²
- ・デイサービスセンターあけぼの荘 車庫 延床面積 65.10 m²
- ・犬飼老人軽作業場 延床面積 102.60 ㎡ 鉄筋コンクリート 平成2年3月建設

エ 概 要 図 添付資料 1-4 のとおり

オ 備品類 添付資料2のとおり

3. 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までを予定としています。この期間は、市議会の議決を経て決まりますので留意願います。

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消す場合があります。

4. 運営基準

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 施設の活用を最大限に発揮した利用
- (3) 関係法令、条例等の遵守

- (4) 建物及び設備等の適切な維持管理
- (5) 個人情報の適切な管理
- (6) 利用者の意見の尊重、反映
- (7) 利用者の安全確保
- (8) 利用者への丁寧な対応

5. 管理の基準

指定管理者は管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守することとします。

(1) 各施設の休館日、利用時間及び利用料金は次表のとおりです。

ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日や利用時間を変更することが可能である。

施 設 名	休 館 日	利用時間	利用料金
①清川高齢者生活福祉	入居施設のため、休館日な	入居施設のため、利用時間	市が決定し収受する。
センターみつば苑	L	の規定なし	ただし、光熱水費や食費等の実
②朝地憩いの村居住部			費は利用者が負担する。(変更
門			不可)
③犬飼高齢者生活福祉			
センターふれあい荘			
①デイサービスセンタ	アー日曜日	午前9時30分から	 厚生労働大臣が定める基準に
ーみつば苑	イ 国民の祝日に関する	午後4時まで	より算定した費用の額及び次
②デイサービスセンタ	 法律(昭和 23 年法律第		 に掲げる費用の額。
一悠々	178 号に規定する休日)		①食材料費
③デイサービスセンタ	ウ 12月29日から翌年の		食事1回分につき原材料費実
一憩いの村	1月3日までの日		費相当額
④デイサービスセンタ			②おむつ代
ーあけぼの荘			実費相当額
			③前2号に掲げるもののほか、
			指定通所介護の中で提供さ
			れるサービスのうち、日常生
			活上の便宜の提供に係る費
			用であって、利用者が負担す
			ることが適当と認められる
			費用

0.4.11.1.4.4.31.1.5		1.31	- Louisi
①清川在宅介護支援セ	アー日曜日及び土曜日	午前 8 時 30 分から午後 5	無料
ンター	イ 国民の祝日に関する	時まで	
②朝地在宅介護支援セ	法律(昭和 23 年法律第		
ンター	178 号に規定する休日)		
	ウ 12月29日から翌年の		
	1月3日までの日		
①ヘルパーステーショ	アー日曜日	午前8時30分から午後5	相談、連絡等に係る施設の利用
ンきよかわ	イ 12月29日から翌年の	時まで(利用時間外であっ	料は無料。
②ヘルパーステーショ	1月3日までの日	ても、相談や緊急の連絡に	訪問看護事業に係る利用料金
ンあさじ	(休館日であっても、相談	電話等で対応できる体制	は、指定居宅サービス等の事業
	や緊急の連絡に電話等	を整え、必要に応じて訪問	の人員、設備及び運営に関する
	で対応できる体制を整	等を行うこと。)	 基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生
	え、必要に応じて訪問等	 ※施設の利用時間外で	 省令第 37 号)第 20 条に規定さ
	を行うこと。)	 あっても、利用者との契約	 れる利用料とする。
	※施設が休館日であって	 等により提供する訪問介	
	 も、利用者との契約等に	 護事業は実施できるもの	
	より提供する訪問介護	とする。	
	事業は実施できるもの		
	とする。		
陶芸室 (朝地憩いの村)	アー日曜日	 午前9時から午後5時ま	1 時間までごとに 660 円
11022 (100226)	イ 国民の祝日に関する	で	※陶芸室の電気窯の利用に伴
	法律(昭和23年法律第		う電気料については、利用者が
	178 号に規定する休日)		負担する。
	ウ 12月29日から翌年の		東圧する。
	1月3日までの日		
上紅木工杯/ケ光相		ケギの味のひみとケ※5	① 典後 七野 古内 に 仕 託 た 左 ナ
犬飼老人軽作業場 	アー日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後5	①豊後大野市内に住所を有す
	イ 国民の祝日に関する	時まで	るおおむね 65 歳以上の者及び
	法律(昭和23年法律第		市長が認めた者は無料。
	178 号に規定する休日)		②①以外で営利を目的とする
	ウ 12月29日から翌年の		利用及びこれに類すると認め
	1月3日までの日		られ利用を許可された利用は1
			時間当たり 1,570 円
			③①②以外の利用は1時間当た
			り 310 円

(2)業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適切な管理運営を行っていただきます。 ア 地方自治法、同法施行令、同法施行規則

- イ 老人福祉法、同法施行令、同法施行規則
- ウ 介護保険法、同法施行令、同法施行規則
- 工 豊後大野市行政手続条例、同条例施行規則

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、豊後大野市行政手続条例が適用されるので留意すること。

才 豊後大野市個人情報保護法施行条例、同条例施行細則

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定め、適正な取扱いに努めること。 なお、定めた規程を市へ報告すること。

- カ 各施設の条例及び施行規則
 - (ア) 豊後大野市在宅介護支援センター条例
 - (イ) 豊後大野市指定訪問介護事業所条例
 - (ウ) 豊後大野市指定通所介護事業所条例
 - (エ) 豊後大野市朝地憩いの村条例、同条例施行規則
 - (オ) 豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例、同条例施行規則
 - (カ) 豊後大野市老人軽作業所条例、同条例施行規則
- キ 豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則
- ク 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令 第37号)
- ケ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介 護予防のために効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚労省令第 35 号)
- コ 高齢者生活福祉センター運営事業の実施について (平成12年9月27日老発第655号 厚生省 老人保健福祉局長通知)
- サ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政 事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義 務があるので留意すること。

シ その他関連する法令

6. 指定管理者が行う業務の範囲(詳細は別途仕様書を参照)

(1) 事業の内容

生活支援ハウス事業

通所介護事業

在宅介護支援センター事業

訪問介護事業

陶芸室の運営

老人軽作業場の運営

- (2) 利用者への対応
- (3) 金銭管理
- (4) 広報活動
- (5) 要望及び苦情への対応

7. 経理に関する事項

(1) 収入について

ア 利用料金収入

本業務では、利用料金制度を採用します。利用料金の額については、豊後大野市高齢者生活支援 ハウス条例に規定されている施設以外については、条例に定める利用料金の上限額を超えない範 囲において、指定管理者が市長の承認を得て変更することが可能です。

また、介護保険法に基づく通所介護事業の実施に伴う介護報酬の法定代理受領分についても指定管理者が収受するものとします。

なお、高齢者生活支援ハウスの居室使用料については市が収受するものとします。

イ 指定管理料

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、下記基準価格又は選定された指定管理者が指定申請時に提示した年間指定管理料のいずれか低い金額を上限として、指定管理料を支払うものとします。指定管理料の額、支払時期、支払方法については年度協定書で定めることとし、各年度の指定管理料は上限額以内で市の定める予算により決定します。

【豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等】

(基準価格)	清川高齢者生活福祉センターみつば苑	毎年度	7,400,000 円
	デイサービスセンターみつば苑	毎年度	0 円
	清川在宅介護支援センター	毎年度	0 円
	ヘルパーステーションきよかわ	毎年度	0 円
【デイサービス	(センター悠々】		
(基準価格)	デイサービスセンター悠々	毎年度	0 円
【豊後大野市朝	地憩いの村】		
(基準価格)	朝地憩いの村居住部門	毎年度	8,600,000 円
	デイサービスセンター憩いの村	毎年度	0 円
	朝地在宅介護支援センター	毎年度	0 円
	ヘルパーステーションあさじ	毎年度	0 円
	陶芸室	毎年度	0 円
【豊後大野市大	: 飼高齢者生活福祉センター等】		
(基準価格)	犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘	毎年度	8, 200, 000 円
	デイサービスセンターあけぼの荘	毎年度	0 円
	犬飼老人軽作業場	毎年度	0 円

原則として指定管理料の増額は行わないものとします。

また、国庫補助事業や地方交付税交付金の廃止・見直し等により、指定管理料の額を減額する場合があります。

ウ その他収入

自主事業等で得た収入については指定管理者の収入とします。ただし、市の承諾を得ずに行った 自主事業等による収入については市の収入となるため、必ず事前に市の承諾を得ることとします。

(2) 支出について

施設の管理運営に係る全ての費用は、利用料金及び指定管理料並びにその他収入をもって充てる ものとします。

※管理運営経費に算入されるもの

- · 人件費(報酬、賃金、手当、社会保険料等)
- · 事務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
- 事業費(材料費、燃料費、光熱水費等)
- •管理費(保険料、保守点検費、修繕費、租税公課等)

(3) 経理の明確化

業務に係る経費と法人等自体に係る経費は区分し、独立した会計帳簿をととのえることとします。

(4) 指定管理料の精算

管理運営業務を仕様書及び事業計画に基づき実施するなかで、利用料金収入の増加、経費の縮減等指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めないものとし、利用料金収入の減少や職員の昇級等、指定管理者の運営に起因して不足額が生じた場合は、いかなる場合でも補填しないものとする。

なお、指定期間中に施設の修繕等で指定管理者が負担すべき負債が発生した場合に備え、余剰金の一部を修繕積立金に回す等の利益処分を行うものとする。

8. 応募の手続き

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とします。

- ア 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項及び豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に係る条例 (平成 17 年条例第第 294 号) 第 10 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない法人等でないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正または再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がある等、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

- エ 国税、都道府県税、市町村税等を滞納していないこと。
- オ 豊後大野市から指名停止を受けていないこと。
- カー次に該当する団体ではないこと。
 - ・暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員が役員となっている団体
 - ・暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している団体
 - ・暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している団体
 - ・暴力団または暴力団員に経済上の利益または便宜を供与している団体
 - ・暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体
 - ・暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している団体
 - キ 豊後大野市内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であって、大分県知事の指定 する指定居宅サービス事業者(通所介護及び訪問介護を行うもの。)であるもののうち、豊後 大野市長又は豊後大野市議会議員本人あるいはその親族が経営している法人等でないもの。

(2) 参加申込書の提出

当該募集に応募しようとする場合は、次のとおり参加申込書を提出してください。

ア 提出期限 : 令和6年10月15日(火)17時まで(必着)

イ 提出方法 : 持参または書留郵便

ウ 提出場所 : 募集要項13に記載する提出先

エ 提出書類 : 参加申込書(様式1)

(3) 施設見学会の開催

参加申込書を提出した団体で希望する場合は、拠点施設の見学を行うことができます。なお、施設 見学は当該募集への応募に必須の要件ではありません。

ア 実施期間 : 令和6年10月9日(水)午前 9時30分~11時30分まで

午後 1時30分~ 3時30分まで

イ 申込方法 : 募集要項 13 に記載するメールアドレスあてに、件名を「豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等の見学希望」とし、10月7日(月)正午までに、団体名及び参加人数(3名まで)を連絡してください。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

当該募集に関して質問がある場合は、10月15日(月)17時まで(必着)に、募集要項13に記載するメールアドレスあてに、件名を「指定管理者募集に係る質問」とし、質問書(<u>様式2</u>)を提出してください。来庁や電話等での受付は行いません。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答を、10月17日(水)に、質問者名等を伏せた上で質問内容と合わせ、参加申込者全員にメールにて回答します。

(5) 申請書類の受付

参加申込書を提出した団体は、次のとおり申請書類を期日までに提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出期限 : 令和6年10月29日(火)17時まで(必着)

イ 提出方法 : 持参

ウ 提出場所 : 募集要項13に記載する提出先

エ 提出部数 : 下記才に掲げる書類を11部(正本1部及び副本10部、副本は複写可)</u>提出してください。(ア)から順に、A4縦でそろえたうえで、ページ番号を振り、2穴パンチで穴を開けて綴じ紐で綴じたものを提出してください。

官公署の発行する証明書等でA4以外の規格のものは、原本(正本用)についてはそのまま綴じて、副本用の写しはA4になるよう変倍複写をして綴じてください。

オ 提出書類 : 申請書類は下記の書類になります。

- (ア) 指定管理者指定申請書(様式第3号)
- (イ) 豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等の管理運営に関する事業計画書(様式第4号)
- (ウ) 豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等の管理運営等にかかるの管理に関する収支計 画書(様式第5号)
- (エ) 収支計画書の委託費の内訳 (様式第6号)
- (才) 団体概要書(様式第7号)
- (カ) 誓約書(様式第8号)
- (キ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (ク) 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- (ケ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他当該団体の財務状況を明らかにする書類
- (コ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他当該団体の業務内容 を明らかにする書類
- (サ) 申請の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の当該団体の収支予算書又はこれらに相 当する書類
- (シ) 納税義務がある団体にあっては、納税証明書(申請前1ヶ月以内の日付で証明されたもの) ・法人税及び消費税、地方消費税について未納がないことの証明書(法人について、

管轄する税務署が発行する納税証明書その3又はその3の3。)

- ※申請に必要な手数料、印鑑、代表者の委任状等については、事前に税務署にご確認ください。 ・市税について未納がないことの証明書
- ※申請に必要な手数料、印鑑、代表者の委任状等については、事前に税務課にご確認ください。 (ス) 申立書(様式第9号)
- ※添付できない書類があれば、申立書に理由を記載して添付すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 複数の申請の禁止

1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は失格とします。

イ 接触の禁止

申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合または豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等指定管理者選定等委員会(以下「選定委員会」という。)の委員に個別に接触した事実が認められた場合には、当該団体を失格させ、または指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ウ 虚偽または不正の記載

申請書類に虚偽または不正の記載があった場合には、当該団体を失格させ、または指定管理者の指定を取り消します。なお、この場合において当該団体は市に生じた損害について賠償するものとします。

エ 応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届(様式第 10 号)を提出してください。

- オ 申請書類の取扱い
 - (ア) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
 - (イ)申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、市は、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の公表や市議会における指定議案の審議等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。
 - (ウ) 提出された書類の内容を変更し、または追加することはできません。
 - (エ) 申請に要する経費等は、全て申請団体の負担とします。
- カ 目的外使用の禁止

指定管理者の募集で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他の目的への使用を禁止します。

9. 指定管理候補者の選定

(1) 選定委員会による選定

市は、指定管理候補者を選定するため、豊後大野市清川高齢者生活福祉センター等指定管理候補 者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置しています。委員会は、審査基準に基づいて審査 を行い、審査した評価点数の合計点が最も高い者を指定管理候補者として選定し、この結果をもと に、最終的に市長が指定管理候補者を選定します。

ただし、一定の評価に達した団体がない場合は、適格者なしとします。

(2)審查基準

審査基準は、豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第294号)第4条各号の規定により、次のとおりとする。

ア市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

- イ 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- エ その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準

(3) 書面審査及び面接審査

担当課による受付審査及び資格審査を行った後、委員会において書面審査及び面接審査を行います。面接審査については次のとおりとします。

ア 実施日 : 令和6年11月1日(金)

実施時間、場所及びその他詳細については、書面により通知します。

イ 実施内容 : 面接審査は、一定時間内でのプレゼンテーションを行った後、申請書類等に対し

て質疑応答を行います。

ウ そ の 他 : 面接審査の出席者は3名以内とし、原則として代表者及びその社員(任意団体に

あっては構成員)に限ります。プレゼンテーション時は、パソコン、プロジェクタ

一等の機材や追加資料等を使用することはできません。なお、プレゼンテーション

の順番は原則として申請書類の提出順とします。

(4) 選定結果の通知

指定管理候補者を選定後、速やかに指定管理候補者名を当該申請団体全てに書面で通知します。 なお、選定結果に関する電話等による問い合わせ、異議申立て等は一切受け付けません。

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者として選定した団体を、市議会の議決を経て指定管理者として指定しています。 なお、市議会が否決した場合は、指定管理候補者が拠点施設の指定管理業務を実施するために支 出した費用(準備行為を含む。)や、提供したノウハウ等の対価等については、一切補償しませんの でご了承ください。

(2) 協定の締結

市と指定管理候補者とで、拠点施設の管理運営等業務に関する細目的事項の協議を行い、指定期間全体に関する基本的事項を定めた「基本協定」案及び年度ごとの指定管理料等を定めた「年度協定」案を作成します。

その後、指定管理者指定に関する市議会の議決を経て、改めて市と指定管理者とで基本協定と年度協定を締結します。

なお、基本協定書及び年度協定書の発効は、令和7年4月1日を予定しています。

(3) 基本協定の内容

基本協定の内容はおおむね次のとおりです。詳細については指定管理者と協議して作成します。

- ア 協定の目的
- イ 管理運営する施設
- ウ 指定期間及び会計年度
- エ 市及び指定管理者の業務の範囲と実施条件
- オ 備品等の扱い関する事項
- カ業務実施に係る確認事項
- キ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ク 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ケ 指定の取消し等に関する事項
- コ 指定期間の終了に関する事項
- サ その他管理運営等業務の実施に当たって必要な事項

(4) 協定締結に当たっての留意事項

指定管理候補者が協定締結までに次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、市は協定を締結しないことがあります。なお、この場合において、協定締結までに要した費用は、全て指定管理候補者の負担とします。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財政状況の悪化等により、本事業の業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11. 募集及び選定等のスケジュール

指定管理者の募集開始から選定等までのスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 募集要項等の公募令和6年10月 1日(火)(2) 施設見学会の実施令和6年10月 9日(水)午前・午後

(4) 質問書の受付期限 令和6年10月15日(火)

(5) 質問に対する回答期日 令和6年10月17日(木)

(7) 書面審査・面接審査・選定 令和6年11月 1日(金)

(8) 選定結果の通知 令和6年11月 中旬

(9) 指定管理者の指定議案の提出 令和6年11月 下旬

(10) 指定管理者との基本協定等の締結 令和7年 2月 下旬

(11) 指定管理者による管理運営等の開始 令和7年 4月 1日 (火)

12. その他

指定管理者による管理運営等業務の継続が困難となった場合、以下の措置を講じます。

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、市は指定管理者の指定を取り消す等の措置を行うものとします。この場合、指定管理者は協定に定める違約金を市に支払うほか、市に生じた損害を賠償するものとします。また、指定管理者は、市または次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営等業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

(2) 市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により 業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議を行うものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合は、市は指定管理者との協定を解除できるものとします。また、指定管理者は、市または次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営等業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

13. 問合せ先・提出先

豊後大野市 高齢者福祉課 いきいき高齢者係(豊後大野市役所1階)

住 所 〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

電 話 0974-22-1048 (係直通)

メール d104040[at]city.bungoono.lg.jp (高齢者福祉課)

※[at]部分を@に変更してからメールしてください。